

特別徴収に係る市県民税の納期の特例に関する申請書

年 月 日提出

大垣市長様	申請者	住所又は所在地		法人番号	
		氏名又は法人の名称		特別徴収義務者 指定番号	
				電話番号	

地方税法第 321 条の 5 の 2 及び大垣市税条例第 32 条の 4 第 2 項の規定による **特別徴収に係る市県民税の納期の特例**について申請します。

特例の適用を受けようとする月分	年 月分以降の支給に係る給与及び退職手当等
-----------------	-----------------------

申請の日前 6 ヶ月間の各月の給与の支払を受ける者の人員 <small>(その内、臨時雇用者の人員をカッコ書きしてください。)</small>	年	月	(人)	人	年	月	(人)	人
	年	月	(人)	人	年	月	(人)	人
	年	月	(人)	人	年	月	(人)	人

(一) 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 (二) 申請の日前 1 ヶ年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日	
--	--

申請についての注意事項

1. 特別徴収の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注) 「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職手当等について特別徴収した税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月から11月までの分を 12月10日まで（土曜日または日曜日の場合は翌月曜日）

12月から翌年5月までの分を 6月10日まで（土曜日または日曜日の場合は翌月曜日）

(4) 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、その者から給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

2. その他

滞納や著しい納入遅延がある特別徴収義務者については、その特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けたのち、滞納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがあります。